

がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金

交付申請時セルフチェックリスト

受付期間：令和 8 年 9 月 17 日（木）～10 月 16 日（金）

このシートは、J グランツの入力画面の並びに沿って作成しています。抽選に当選された方（抽選が行われなかった場合はエントリー申請をされた方）が、申請ボタンを押す前の入力内容・添付書類を確認するためのものです。

1 申請フォームの入力・計算シートの添付

（１）事業者基本情報

☐	「事業の名称」「代表者役職」に入力が入っているか この 2 項目には、エントリー申請時に入力した内容が自動で反映されます。通常は入力し直す必要はありませんので、空欄になっていないかご確認ください。
☐	入力不要の 6 項目を空欄又は「0」のままにしているか 「事業開始日の決定方法」「事業開始日」「事業終了日」「補助事業に要する経費」「補助対象経費」「補助金交付申請額」は入力不要です。補助対象経費と補助金額は、下の「補助対象経費・補助金額」欄に入力します。

（２）申請担当者の連絡先

☐	担当者のメールアドレス・電話番号に変更がないか エントリー申請時に入力した内容が自動で反映されます。担当者が変わった場合や連絡先が変わった場合は修正してください。交付決定通知や申請不備の修正依頼は、このメールアドレス宛てに届きます。修正依頼に気づかないまま受付期間が過ぎると、交付申請ができなくなります。
--------------------------	--

（３）設備・機器補助対象経費計算シート（エクセル・確定版）

フォームの「補助対象設備・機器の内容（確定・別紙エクセルで提出）」欄です。エントリー申請時に添付した計算シートを引き継ぎ、確定した内容に更新して再添付します。

☐	様式は、市ホームページ掲載の最新版（第 2 版）か シート右上に「様式版数：第 2 版（2026.8.6）」と表示されているものをご使用ください。エントリー申請時に旧版を使用していた場合は、第 2 版に入力し直してください。
☐	「申請区分（法人／個人事業主）」欄が、実際の事業形態と合っているか この欄で、本体価格の下限額の判定（法人 22.5 万円／個人事業主 15 万円）と、補助金額の上限・下限が切り替わります。
☐	シート内「本書の提出段階」欄を「交付申請」に変更したか エントリー申請のままになっていないかご確認ください。
☐	確定した見積・仕様の金額に更新したか エントリー申請時から内容に変更がなければ、そのままです。
☐	「最終更新日」を更新し、エントリー申請時から変更がある場合は「変更内容メモ」に記入したか
☐	省エネ効果（D 列）を、比較証明書の G34 セルの数値に更新したか エントリー申請時の自己算定値のままになっていないかご確認ください。ファイル間の連携は自動では行われませんので、手作業での突合が必要です。
☐	数量（G 列）を、比較証明書の台数に合わせたか

☐	金額は税抜で、本体価格・設置工事費・運搬費を分けて入力したか
☐	値引きがある場合、値引き後の金額を入力したか 経費全体に対する値引きは、本体価格・設置工事費・運搬費の金額の割合に応じて按分してください。
☐	設置場所（住所）を、町名・番地まで具体的に入力したか
☐	「更新前（既存）設備・機器の処分」欄に、処分方法と対価を入力したか 交付申請時は必須です。エントリー申請時に空欄としていた場合も、この段階では必ず入力してください。廃棄・引渡し（無償）の場合は、対価欄の入力は不要です。
☐	売却・下取りの対価は、実際の売却額と差異のない金額か 交付申請時は予定額で構いませんが、補助金額は増額されないため、少なく入力すると自己負担が増えます。対価が税込で提示されている場合は、税抜に換算してください。
☐	「★補助金額」が下限額（法人 15 万円・個人事業主 10 万円）以上になっているか 算定した補助金額がこの下限を下回る場合は、交付の対象となりません。
☐	しきい値判定（F 列）に「対象外（下限未満）」の行がないか、シート下部の「ご確認ください（自動判定）」欄に警告が出ていないか 本体価格は法人 22.5 万円以上、個人事業主 15 万円以上（いずれも税抜）が必要です。LED 照明設備は設置工事費を含めて判定します。
☐	シート下部の「処分欄の確認（自動判定）」欄に警告が出ていないか 処分方法と対価の入力に食い違いがある場合に警告が表示されます。

（４）補助対象経費・補助金額

☐	計算シート（確定版）の「補助対象経費 合計（税抜）」「補助金額」の 2 つの数値を、そのまま転記したか
☐	値引きがある場合、値引き後の金額を計算シートの明細表に入力しているか 経費全体に対する値引きは、本体価格・設置工事費・運搬費の金額の割合に応じて按分してください。値引きの結果、本体価格が下限額（法人 22.5 万円・個人事業主 15 万円）を下回った設備・機器は補助対象外となります。
☐	下取り・売却により対価を得る場合、計算シートの処分欄に対価（税抜）を入力しているか 対価は明細表からは差し引かず、処分欄に入力してください。入力された対価の合計が、補助対象経費の合計から自動的に控除されます。なお、値引きや下取り・売却による対価を考慮せず、自己負担を軽減・ゼロとすることは不正受給となります。
☐	補助対象外の経費を除いた金額になっているか 既存設備・機器の撤去費用、廃棄費用（処分費用、フロン回収費用）、リサイクル料金、設置場所の整備工事費・基礎工事費、消費税及び地方消費税、支払に係る手数料等（振込手数料等）などは補助対象外です。このほかにも対象外となる経費がありますので、全体は市ホームページの「補助の対象にならない経費」又は要綱別表第 2 をご確認ください。

（５）発注（契約）予定時期・事業完了予定時期

☐	事業完了予定時期が令和 9 年 1 月 29 日以前になっているか 事業者の責によらない遅延であっても、期限を過ぎたものは対象外となります。
--------------------------	--

☐	発注（契約）予定時期が交付決定後になっているか 発注は原則として交付決定後です（第 5 条）。
☐	（交付決定前に発注・契約・購入する場合）着手する前に、あらかじめ事前着手届（様式第 1 号）を J グランツで提出したか 届出前に発注・契約したものは補助対象となりません（第 7 条第 1 項）。補助対象経費となるのは、エントリー申請の受付開始日（令和 8 年 8 月 17 日）以後で、かつ着手した日以後に生じた経費です（第 7 条第 2 項）。なお、この取扱いは交付決定や補助対象経費としての認定を保証するものではなく、審査の結果、補助対象経費とならず自己負担となることがあります（第 7 条第 3 項）。

2 添付書類

「添付書類」欄には、添付欄が 6 つあります（うち（1）は該当する場合のみ）。欄ごとに、入れる書類が決まっています。

（1）【1 台税込 100 万円超の場合】エントリー申請時とは別の業者による同一条件の見積書又は業者選定理由書

この欄は、1 台（LED 照明設備は一式）ごとに税込 100 万円を超える設備・機器について、価格の妥当性を確認するためのものです。提出いただいた見積書のうち、補助対象経費が最も安価なものが補助対象となります。

☐	設備・機器 1 台（LED 照明設備は一式）ごとの購入・設置経費が税込 100 万円を超えるものがあるか確認したか 超えるものがなければ、この欄への添付は不要です。
☐	型番・台数・工事内容等が、エントリー申請時に提出した見積書と同一の条件になっているか 「同一条件」とは、導入する設備・機器の機種・型番、数量、設置工事及び運搬の範囲が同じであることをいいます。金額が同額である必要はありません。機種の異なる見積書は比較の対象となりません。 既存設備の下取りの有無は「同一条件」の判断に影響しません。一方の見積書に下取りが含まれ、他方に含まれていない場合も、そのまま提出して差し支えありません（比較は下取り額を差し引く前の購入価格で行います）。下取り・売却による対価は、計算シートの処分欄に入力してください。
☐	見積書は、発注・契約の前に取得したものか 事前着手届により先に発注した場合も、最も安価な見積書の額が基礎となります。 見積日の記載でご確認ください。
☐	業者の押印があるか
☐	宛名が申請者名と一致しているか 法人の場合は店舗名ではなく法人名宛てになっているか。
☐	補助対象経費と補助対象外経費が区別できる内訳になっているか
☐	見積書が複数ある場合、1 つのファイル（スキャンデータ）にまとめて添付したか 添付欄は 1 つです。まとめることが難しい場合は、商工観光課から個別にご連絡し、別の方法で提出していただきます。
☐	取扱業者が 1 社に限られるなど、別の業者から同一条件の見積書を取得できない事情がある場合、業者選定理由書を用意したか 他の業者からも取得できるにもかかわらず特定の業者を選定した理由を説明するための書類ではありません。この場合は、エントリー申請時に提出した見積書の額によります。

（２）更新（入替）前の設備・機器の写真

☐	撤去する前に撮影したか 更新してしまうと撮影できません。
☐	様式「設備・機器比較写真台紙」の更新前の欄に貼り付けたか 同じ様式の導入設備の欄は、実績報告時に使用します。
☐	設備・機器全体が写り、型番・設置状況・使用状況が分かる写真になっているか
☐	更新後の写真と可能な限り同じ方向・角度で撮影したか 実績報告時に、同じ様式の導入設備の欄へ更新後の写真を貼り付けます。
☐	（エアコンの場合）すべての室内機・室外機について、本体と型番の写真を撮影したか 室外機１台に複数の室内機がつながっている場合は、その室内機すべてについて撮影してください。
☐	（LED 照明設備の場合）本体・型番のほか、更新前の台数が分かる写真を撮影したか 更新後の台数が分かる写真は実績報告時に提出します。

（３）設置場所の配置図

☐	設置場所が特定できる内容になっているか 任意様式・手書きで結構です。設備・機器が複数ある場合は、図面上に番号や名称を記入してください。
--------------------------	---

（４）設備・機器比較証明書

☐	メーカー又は納入業者が省エネルギー性能を証したもののか 申請者自身が作成したものは不可です。申請者が型番等の欄を先に記入し、省エネ数値をメーカー・納入業者に確認・証明してもらう形は差し支えありません。
☐	代表者職名・氏名の記載、押印があるか
☐	更新する設備・機器自体の省エネ効果（G34 セル）が 5%以上になっているか 用途（種類）の異なる設備・機器を合算して 5%に届けばよい、というものではありません。なお、同一種類の設備・機器を複数台まとめて更新する場合は、更新前後のエネルギー使用量の合計で比較して判定します。
☐	用途（種類）の異なる設備・機器ごとに添付しているか 同一種類で複数の機種がある場合は、１枚にまとめて差し支えありません。

（５）市内に事業所を有していることを証する資料

☐	（法人）収受印のある法人市民税確定申告書（第二十号様式）の写しを用意したか eLTAX の場合は、申告受付完了通知も併せて添付してください。
☐	（個人事業主）固定資産税課税明細書の写し、賃貸借契約書の写し、営業許可証の写し、本人名義の公共料金領収書の写し等を用意したか

（６）市税の完納証明書

☐	申請者名義の完納証明書か 法人は法人名義、個人事業主は本人名義のものがが必要です。市税に滞納がある者は補助事業者となれません。
--------------------------	---